

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Bundle of rights and coarse theorem

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2005-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前山, 誠也, Maeyama, Seiya メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1078

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



財産権の設計とコースの定理

前 山 誠 也

1 はじめに

関係者が権利を争っているとしよう。権利は誰に委ねられるべきなのだろうか。取引費用がない場合、権利配分の事前のありかたは、事後の権利の利用の効率性を左右しない。関係者たちの取引は、自ら、これを社会的に最も望ましいかたちで利用させるよう調整するからである。いわゆるコースの定理は、私人の直面する外部不経済が、基本的には、政府の介入を待つことなく、私的な取引の自由を通して解決されることの可能性を教えて、画期的な主張となった。

政府の役割はどこまで及ぶ必要があるのだろうか。コースの定理は、これが好んで援用されるとき、政治的な思惑から、種々の誤解を招くことが少なくなかった。蛇足ではあるが、確認しておこう。コースの定理は、自由な取引が法的な規制を何ら待つ訳ではないことを主張するものではない。あるいは、コースの取引への信頼は、市場がすべてを解決するだろうとする市場の思考とも距離をおいている。

コースの世界は、取引の外に、どのような公的枠組みを必要としているのであろうか。また、取引の世界は市場の舞台と全くに切り離されてもありうるのだろうか。コーポレートガバナンスへの政策の提言に、このコース（定理）のもつ意味あいは、いまなお、決して小さくない。いささか、迂遠ではあるが、この小論では、取引の基本である交換の意味に立ち戻り、コースの可能性と限界を求めるなかに、社会的な財産権の設計問題のもつ意味を探りたい¹⁾。

2 権利の公的配分と取引の可能性

取引の思考の底には交換がある。交換は市場の産物なのだろうか。あるいは市場が交換の産物なのだろうか²⁾。

単純な社会モデルで、交換のもつ意味を考えてみよう。

社会のプレーヤーと社会に利用できる権利（財）の状態を以下としよう。プレーヤーは三人、1, 2, 3である。社会に財A, B, Cが各一個存在し、財は「indivisible」である³⁾。市場は社会に存在しないものとする。権利は各人にどのように利用されるとき、社会的に最善となるだろうか。交換（取引）は、これが実現されるとき、いつも世界の調和をもたらすのだろうか。

コースの定理が、どのような場面でも、一般的に成り立つなら、プレーヤーの選好は任意であってよいはずである。たとえば、以下、三人のプレーヤーの選好について二つの状況を眺めてみよう。社会的な効率性が保証される仕組みを考えてみたい。

-
- 1) 「法と経済学」の分野で、コースの「企業の性質」と「社会的費用の問題」は、参照の頻度をもっとも高くする論文である。ここに蓄積されてきた研究者たちの膨大な文献については、この小論では逐一ふれられていない。わたしたちのここでの関心は、コースの二つの代表作にみられる取引費用の異同を、財産権の観点から、再検討することにある。
 - 2) 「交換」と「取引」の用語が同じ意味に使われてよいのかは、問題の残るところであろう。わたしたちの日常の用法では、たとえば、取引には、単なる交換をこえる戦略的な狡知が感じられるはずである。学会的な用法に目を向けるなら、交換に区別される「取引」への意識的な配慮は、コモンズなどアメリカの制度学派に出発しているといえよう。狡知を離れる交換の分析は、むしろ、基本的にはネオクラシカル、正統派の枠組みに扱われてきたといってよい。たしかに、コースの「取引費用」の業績は取引の名を冠して検討されている。しかし、コース自身の学説上の位置づけとも関連して、コースのなかで、「交換」と「取引」が、どのように区分け、峻別されているのかは興味深い問題である。一人のコースなのか、二人のコースなのか、単なる私見ではあるが、「企業の性質」、「社会的費用の問題」における取引の扱いの微妙な違いも、これと、無関係ではないとしたい。
 - 3) ここでのモデルに各財は、それぞれ一つである。一つだけの財がindivisibleであることは当然のこととされるかもしれない。わたしたちは、財と所有権との繋がりから、この権利が一体として扱われるこを、意識的に、indivisibleと明示化した。

ケース 1

1 —— A>B>C

2 —— B>A>C

3 —— C>B>A

財の利用に強制が可能なら、国が 1—A, 2—B, 3—C と配分すればよさそうである。たしかに、国が全智（全能）なら、取引を待たずして解決であろう。しかし、多分にあるように、国はプレーヤーの選好について「無知」である可能性がある。強制は行き詰まりである。

コースにしたがうとき、社会の効率性は二つの法の枠組みで足りることになる。

- (1) プレーヤーへの at random な事前の権利の割り当て。
- (2) 全面的な交換の自由と保護

たとえば、上の at random な割り当ての一つを 1—B, 2—A, 3—C としてみよう⁴⁾。二人のプレーヤー（1 と 2）の交換は、パレートの意味で、社会に、好ましい状況（1—A, 2—B, 3—C）入手させている。国の知識や強制は不要、交換が問題を解決している⁵⁾。

コースの思考は、基本的なところでは、上のような思考法の一種であろう。しかしコースの解決は、一般には、これだけの二つの法で足りるのだろうか。

ケース 2

事前の割り当ては at random。権利の割り当ては上のまま、1—B, 2—A, 3

-
- 4) ここにとりあげるケース 1 では、C がうける交換の外部効果を明示するため、C が交換の外におかれよう、意図的に選好がモデル化されている。
 - 5) ここでは、財の物理的なやりとり（交換）だけがあって、価格の交渉（市場）があるわけではない。交換と市場は別であることに注意しておこう。取引が狡知（交渉）を含意するなら、この状況に、交換が生じて、取引は生じ得ていないというべきかもしれない。

—Cと配分されているとする。

ここで、プレーヤーの選好は任意のはずである。たとえば、三人の選好が以下のようにはどうだろうか⁶⁾。

1 ——A>[B]>C

2 ——C>[A]>B

3 ——B>[C]>A

1が最善とするAは、2に所有されている。1が2と交換できれば解決だが、2はBを最下位に評価している。2は交換に応じないだろう。三人は、それぞれ、同じ種類の困難をかかえて、社会的な交換には、困難が生じていることになる。

欲望の不一致が招く交換の行き詰まりは、あらためて繰り返すまでもないのかもしれない。しかし、このような単純な出来事の意識的な確認はコースの取引重視の思考に何かを教えているはずである。

「社会的な効率性の入手は権利の法定、取引の自由と保護だけでは得られない」。

ここで、上のジレンマは、貨幣の導入で、当然にも解決されるはずだとされるかもしれない。たしかに、貨幣は交換を円滑にするといわれている。しかし、コースの思考法との関連では、貨幣のもつ諸機能のどの側面が交換による解決を導くことになっているかを確認することが重要である。たとえば、コースの企業の理論に伺われるよう、ときに、取引は貨幣のある舞台（市場）から、貨幣のない舞台（企業）に移し替えられることすらあるからである⁷⁾。

6) ここで「」は当該プレーヤーに割り当てられた初期の権利を示している。

7) コースの「企業の性質」では、企業は市場における取引の費用の節約に生じている。しかし、わたしたちの関心からいえば、市場にあっては、貨幣が交換を円滑化する一方、企業の内での財のやりとりが、この貨幣を利用できない（媒介されない）ことが見過ごせない。

ジレンマを解決するため、貨幣を導入してみよう。わたしたちの原初的なモデルで貨幣は、以下の機能と性質を有するものとする⁸⁾。

貨幣(M)は財の交換に「強制的な通用力」をもつ。

貨幣(M)は「indivisible」である。

上の例で、貨幣を「at random」に一人のプレーヤー(1)に与えてみよう。

1はMと引き替えに、2からAを取得。2は入手したMと引き替えに、3からCを取得。3は同様、1からBを取得である。社会的に望ましい権利の再配分が得られたことになる。貨幣は最後の取引のあと、役割をおえて退場する(回収される)。わたしたちのモデルに、貨幣は、当初、at randomに購買力(強制力)として投入されるが、最終的には、この購買力(強制力)は、社会に贈与されている訳ではないことに注意しておこう。

あるいは、この単純モデルで、貨幣は、計算尺度としては、機能していないことに注意してほしい。ここで貨幣(M)はindivisibleである。逆にいえば、価格がないからこそ、「取引」(条件交渉)のジレンマ、機会主義からの交換の不成立が妨げられたことになる。

コースの定理では、事前の権利は取引を通じて、権利を最も高く評価する個人に利用されることになる。ここで、コースは権利のやりとりが購買力に裏付けられていることを何ら、疑問としていないようである。いわば、コースの定理は、暗黙のうちに、交換が常に可能であること、ある種の流動性の状況がプレーヤーの間に準備されていることを想定していたことになる。このような社会的な想定は、いわゆる取引費用の想定とは別種にあることに注意してほしい。

8) 貨幣が強制力であり、indivisibleであることは、財の交換に、貨幣量の計算をとおしてのbargaining、機会主義的な取引がもちこまれないことを保証している。また、このことから、交換に導入された貨幣は、交換のあと、全額、プレーヤーから、回収されて、交換の輪から、退出することに注意を払いたい。なお、ここでの強制力とコースの企業との関連について、触れておこう。企業内のやりとりは、貨幣の媒介、貨幣による強制力の執行を欠く一方、ここでのやりとりは企業のヒラエルキー(権限にバックアップされる強制力)の下におかれている。ここに考えるなら、どのような財のやりとりも、何らかの意味での強制力と不可分にあるのではないだろうか。

コースの定理に関しては、わたしたちは、先に、以下の異論を提起した。取引の当事者たちが流動性の制約におかれる場合、事前の権利の割り当ては、コースの主張とは異なって、at randomに無差別という訳にはいかない。取引が進行するためには、初期の権利の割り当ては、流動性の「欠落する」側に配分されている必要があるからである⁹⁾。上述の交換モデルとの問題の並行性はあきらかだろう。単純なかたちにおいてではあるが、わたしたちのモデルは、交換の対価が欠落する場合の難題と打開の方向のポイントを示唆していることになる。ともあれ、何らかの対価が取引の進行に不可欠なら、貨幣、取引、市場の相互の関連は、取引だけを解決の鍵とするコースの論理の構成を早急にすぎるとするのではなかろうか。

コースの解決は取引の当事者に対価の準備を必要とさせていた。ここで、対価とは単に一時的な流動性の隘路だけの問題に尽きないことに注意したい。上のケースを再度、眺めてみよう。今、at randomな初期権利の割り当てが、割り当ての不平等から、一人のプレーヤーに何らの権利も得させていないとすればどうだろうか。ある権利については、最高評価者が、交換の連鎖の外において、これを入手しえないことになる。

上の難題は一時的な流動性の不足からくるものではない。ここでの状況では、取引のあと、導入された貨幣は退場できないからである。社会的な権利の最善の利用は自由な取引のみからは得られない。いいかえるなら、事態を取引だけから解決しようとする場合、at randomで足りるとされる初期の権利デザインも、各人に対して、最小限の何らかの権利の割り当てを必要としているのではないだろうか。このような主張のimplicationについては、節を改めて、論じることにする。

9) コースの定理と流動性の関連については、拙論を参照してほしい。前山誠也、「コースの定理と流動性問題」(神戸外大論叢49巻7号、1998)

3 取引の自由とコスト

前節、流動性の条件が準備されているとしよう。取引の自由は、このとき、すべてを解決するのだろうか。たしかに、直観するところ、先のケースで、取引の自由は無条件に効率性を保証しているようである。しかし、このような調和は、常時、一般的に成り立っているのだろうか。ここで、個人の権利の選好のありかたを、もう一段、拡張してみよう。

個人の権利の選好は、他者の権利の状況に無関係ではないかもしれない。選好の独立性を重要とするなら、コースの自由な取引にも、アロー、センに類するパラドックスの陥穽が待ち構えるおそれがある¹⁰⁾。

先にみたように、交換を通しての効率性の解決は、この交換が二者の交換の外に外部効果を生ぜしめないことにかかっている¹¹⁾。なるほど、市場の外部効果は、市場の外に、コースの取引から解決されるとされている。しかし、このような取引も、又、自らにかえって、外部に効果を及ぼすことはないのだろうか。実際、外部効果をとりあげるコースの課題からするなら、外部効果の解消は最終地点にまで追跡されねばならないはずである。

孤島のロビンソンクルーソーの厚生は、かれが所有する財の状態だけに依存している。かれには他者がいないからである。わたしたちの社会では、いかなる合理的なプレーヤーも、ロビンソンクルーソーではありえない。プレーヤーの選好は自身の財に加え、他者の財の保有状態にも依存することになる。二者の交換は、財の社会的な配置をかえるから、この交換の外に立つ部外者も、これに無関心ではいられない。交換、コースに即していうなら、

10) 広くいうなら、この小論において、わたしたちは、権利の社会的な配分の決定を扱っていることになる。わたしたちの常識に反し、国は理想状況におかれたとき、社会的効率性を保証する権利の枠組みをデザインすることが出来ないのではないだろうか。完全知識の想定、公正性、私人への自由の保証、権利の一体性、私人の社会的な選好は必ずや衝突を招くであろうことを予想しておきたい。わたしたちのここでのパラドックスはアロー、センのパラドックスに似通うのではないだろうか。アロー、センのパラドックスについては、佐伯眞、「『きめ方』の論理－社会的決定理論への招待」（東京大学出版会、1980）が手軽で興味深い。

11) 個人の選好の独立性は正統派の経済理論を支える極めて強い想定である。

取引の促進は、いつも、好ましいのだろうか。あるいは、取引コストの軽減は取引の範囲を拡げて、常に好ましいのだろうか。

モデルの修正

ケース1をいくらか修正してみよう。社会は三つの財A,B,Cを有する。三人のプレーヤーのうち、1,2は他者に無関心である（ロビンソンクルーソー的選好）。プレーヤー1は「財Bにまして、財A」を、プレーヤー2は「財Aにまして、財B」を、それぞれ若干ながら願っているとしよう。他者への関心から、プレーヤー3は、財Aがプレーヤー1に所有されることを「極度に」嫌っているとする。財A,B,Cの初期の配分については先と同じである。1,2の交換に入手される若干の利得は、3に招かれる極度の不安を補償することはないであろう。社会にとっては、取引が結ばれる以前の状況こそ、取引からもたらされる事後の状況にまして、好まれるのではなかろうか。以下の説明を分かりやすくするため、具体的なイメージを描いておこう。

三人のプレーヤー1,2,3は、それぞれ、短気の人、常識の人、心配性の人である。社会は三財を保有し、Aを銃、B,Cをワイン、花束としてみる。ここで争点となる銃の保有は、独り保有者だけの関心ではないはずである。短気な人の銃の保有は、心配性の人には脅威、常識の人の銃の保有には、心配性の人も無頓着としよう。プレーヤー1と2が銃とワインを交換する自由な取引は社会的な総効用を減少させるかもしれない。

コースの思考法にしたがうなら、プレーヤー3がプレーヤー2に対価を支払い、銃の取引を阻止すれば済むのではないだろうか。銃の所有状況は初期のまま、ただし、若干の購買力の移転が生じている。以下に述べられるように、ここでは、所有権のうち、処分権だけが取引される可能性があることになる。

ここでコースの関心である取引費用を考えてみよう。取引費用の大きさは上の解決にどのように関わっているだろうか。

- (1) 取引費用が、あまねく、大きいなら、どこにも取引は生じない。財の配分は、当初のままに維持され、これが社会的に最善である。(「1—ワイン、2—銃、3—花束」)。
- (2) 取引費用が、あまねく、小さいなら、処分権の取引が生じて、コースの定理が成立する。社会的に最善の初期状態(「1—ワイン、2—銃、3—花束」)は、若干の富の移転を招きながらも維持されるはずである。

一般にコースの定理の検討では、取引費用は、その大小が好んで問題とされても、費用の細部、たとえば複数の取引について、費用の非対称性がとりあげられることは多くない。たしかに、一つの取引が二者の間に、部分的にのみとりあげられるなら、取引ごとに生じる取引費用の違いは問題とされる必要がないのかもしれない。あるいはこれとは別に、一つの取引だけをとりあげても、取引に要するコストは当事者のそれぞれの側に同じでない可能性がある。以下、取引費用が取引の間に非対称である場合を問題としたい¹²⁾。

上の例で、取引費用は、プレーヤー1-2の間に小さいが、2-3の間に大きいとしてみよう。ここでは、1-2の間に、ワインと銃の交換だけが生じることになるだろう。自由な取引は、他者の関わる世界に、最善の初期状況「1—ワイン、2—銃、3—花束」を「1—銃、2—ワイン、3—花束」と劣化させることになる。コースの世界が特別の世界であることが伺われよう。

「取引コストが非対称である場合、取引コストの削減は、無条件に社会問題を解決する保証はない」

12) 立場の違いから生じる取引の非対称性については、コースの定理との関連では、endowment effectが知られるところである。ある権利の評価は、かれがこれを有する場合と有しない場合で、異なることがある。権利の初期配分は、このことから、取引、したがって権利の利用のありかたに無差別ではないとするコース批判がある。わたしたちの取引ごとの費用の非対称性の関心と区別されたい。

4 権利の分割と取引デザイン

取引による社会問題の解決は、minimumにもせよ、権利の初期割り当てが各人に例外なく保証されることを必要としている。取引への参加は、取引される権利の保有を以てのみ可能であるからである。社会的な効率性の入手はminimumなところで、分配のありかたと無縁ではないことになっている。

わたしたちは、これまで、財と権利をほとんど同義に取り扱ってきた。いわば、財は、財の所有権として考えられた上、複数の財が、その所有権を交換、取引されるとしてきた訳である。しかし、ここで、関係者の争点となる財が一つだけにあればどうだろうか。効率性の入手がすべてのプレーヤーの財の所有をminimumな条件とするなら、ここでは、何らかのかたちにおいて、この一つだけの財の権利（所有権）がプレーヤーの数に応じて分割されねばならないことになっているのではないだろうか。いわく財の使用権、財の利用排除権、財の処分権などなどである。

古くは土地、新しくは会社といった財産は、このような意味での争点となる財産ではなかっただろうか。コーポレートガバナンスをめぐる難題は一つの財をとりまく諸権利の問題としてとりあげられる可能性がある。ともあれ、わたしたちは、以下、所有権を権利の束とみて、このような部分的権利の割り当てを、社会的な効率性の確保とからめて、再検討してみよう。

(1) 所有権＝権利の束

たとえば、わたしたちが、ある財の所有権を得たとしてみよう。わたしたちはこの財を利用することが出来る。他人がこれを奪おうとするなら、これを排除することができる。あるいは、この財を処分して、対価を得ることも出来よう。所有権は、いわば、権利の束である。

わたしたちは、上の簡単なモデルに、交換（取引）を所有権を単位とする交換（取引）と同視してきた。しかし、財をひとまとまりの所有権として眺めるとき、財の交換は必ずしも、社会的に最も望ましい状態を導くものでは

なかった。いわゆる取引の外部効果の解消は、所有権を単位とする取引とそぐわなかることになる。わたしたちはここで、取引の単位を再考してみることにしたい。所有権の権利行使が取引の外部効果を招くなら、かかる部分は、あらためて、取引に内部化されればよいのではなかろうか。わたしたちは所有権という取引の単位を分割することの可能性を分析してみたい。論述の目的上、以下のモデルでは現行法の権利区分の実際に拘泥することはしていない。ここでの分析では、所有権が、いくつかの権利に分割されて、取引されることだけが重要である。

今、所有権を諸権利（使用権、排除権、処分権）の束であるとする。ここで、排除権とは、これをもつ権利者が他者の財の利用を排除しうる裁量をもつことをいう。また、ここで、処分権とは、利用権の譲渡（他者への処分）を可能とする権利をいうものとしよう¹³⁾。

たとえば、あるプレーヤーは、ある財を利用する権利を有しても、この利用の権利を他者に譲渡（処分）することは出来ないかもしれない。

上述、銃の例で、使用権、排除権、処分権を別個の権利として捉えてみよう。わたしたちの想定に、プレーヤーの三人は、それぞれ、これらの権利を異なった大きさに評価していることになる。

三人のプレーヤーの権利の金額を具体的にイメージしておこう。

短気な人1は、誰にもまして、銃の最大の愛好家である。かれは銃の使用から50の利益を得ている（使用利益は50）。銃が使用できるなら、かれは銃が処分できても、処分しないことになる 処分権は、このとき、かれに不要、処分権の価値は0である。

13) 使用権の処分（譲渡）は、処分権者の同意あるいは処分権自体の入手を必要としている。わたしたちのモデルについては、厳密には、使用権の処分に限らず、排除権や処分権の処分（譲渡）についても、同様、これらの権利の処分権が改めて問われる必要がありそうである。ここでは、深入りしない。

常識の人2は銃の使用から利益40を得るとしたい。銃が1に処分できれば、かれは使用を断念して、銃を処分する。かれは処分権を40以上に評価できることになる。

心配性の人である3は平和の愛好者である。銃の使用はかれにはない。銃の使用利益はかれにとって0である。ここで、銃暴発の危険から、用心深いかれは、銃が1の使用に委ねられることに、マイナス15の損失を評価しているとしよう。銃の使用を1から排除できるなら、かれはこの排除権を15と評価するであろう。

(銃の使用は、銃の使用権を有した上、他者の排除権がこれを排除しないことを要している。わたしたちのモデルで、プレーヤー1,2は、自らの銃の使用が他者に排除されることに关心を払う一方、他者による銃使用には关心がない。プレーヤー3については、状況は逆である。かれには、自らの銃使用が排除されることの痛痒はない。くわえて、3の排除権は、1に向けて、評価は大きいが、2に向けては小さいことになっている。権利の価値は、いわゆる一物一価ではないことにも注意しておこう。bid-ask spreadあるいはendowment effectと同種の非対称性が伺われよう)。

社会の総体からみるなら、銃は常識の人に使用されるとき、社会的に効率的であることになる ((50-15) < 40)。銃が所有権を単位に取引されるなら、銃は短気の人に委ねられることを免れることになる。

(2) 分割された権利の配分デザイン

たしかに、取引費用が捨象できるコースの世界なら、権利の割り当ては、at random、権利のデザインは問題を生じないかもしれない。あるいは、取引費用が解決を妨げる場合にも、国が情報能力に万全なら、国は、銃の所有権を分割することなく2に割り当て、事後、銃の取引を禁止すれば、ことは足りそうである。しかし、国は無知ではないが、全知でもない。あるいは、ここでは、事後の取引の自由が侵害されている。¹⁴⁾

わたしたちの分割権利デザインは、「国の情報能力の限界」、「私人における取引費用の現実」、「取引自由の社会的理念」に関わることになる。

国は無知ではないが、全知でもない。あるいは、国は、初期の権利配置をデザインしたあとでは、私人の取引の自由を保証しなければならないとしよう。わたしたちは、以下のかたちで、モデル上、国の情報能力を不完全とするところにする。国は、三人のプレーヤーについて、1を2,3から区別できるが、2,3の二人については区別が不可能である。国は、その能力の枠内で、どのような権利を分割配置し、取引の自由を社会的最善に向けて機能させることができるだろうか。

「国は排除権を1に、使用権と処分権は2,3に、任意に一つづつを割り当てることが効率的である」

上のデザインが、先の銃の数値例に、社会的な効率性を得ていることをみておこう。使用権が2にあたれば、2が1の排除権を若干の対価だけで購入、使用するはずである（2は3を害するかたちで使用権を1に譲渡できない。3に処分権があるからである）。使用権が3にあたれば、どうだろうか。2と3は権利を交換することができる。2の処分権と3の使用権が交換されたあと、2がこれを利用することになる。同じく、ここでも、2は3を害するかたちでは、これを1へ譲渡できないはずである。社会的な効率性が獲得されたことになる¹⁵⁾。

（わたしたちの想定から、1は2の利用に損害を生じていない。この種の権利行使は、いわば無法な対価を求める脅迫に等しいとすべきかもしれない。）

-
- 14) 現実の場面では、取引の自由は、必ずしも常に尊重されているわけではない。たとえば、小論の関心である非対称性についていうなら、情報の非対称性の問題は取引費用の非対称性の問題にもまして、好んで論じられてきた。周知のように、いわゆる内部者取引をめぐっては、シカゴ学派からの挑戦はあったものの、一般には、ここでの取引の自由の制限は、さしたる自由の侵害とはうけとられていないうである。
 - 15) コースにいう企業そのものではないが、ここでの2,3は弱い形の連合（組織）を形成していることになる。組織の内外で、取引費用の非対称性を想定することは不自然ではない。

ここでは、排除権は保護されないとしてもよい。

ここでコースの基本思考との関連に注意してほしい。取引費用が取引からの解決を妨げる場合、コースは、権利を最も高く評価する個人に割り当たるべきとしていた。わたしたちのモデルでは、使用権は、これを50に最高評価する1ではなく、2あるいは3にat randomに割り当てられている（彼らの最高評価はたかだか、40にすぎない）。くりかえしではあるが、このような違いは問題解決をはかる取引の外部効果からくるものである。コースに並行的に論じてみよう。当事者2と3は国の情報能力の限界から、区別がつかない。両者は、いわば、これを一つの組織としてみるほかないことになる。組織を単位にみると、組織の側は、この権利を使用することに、55（40と15）の評価を与えていたことになる。組織（2と3）がこのかたちで維持されるなら、使用権は組織の側に割り当てられるべきことになる（ $55 > 50$ ）。ここで、事後、組織が壊れるなら、外部効果は再活性化して、露呈してしまう。使用権と処分権の分割は、これを抑える権利デザインであるといえよう。わたしたちが論じた権利の分割と初期配分のデザインは、これらの外部効果の難題を解こうとするものであった。

(3) 権利分割の限界

上述のモデルに、プレーヤーの権利評価は、ある面、説明の便宜上、恣意的になされている。わたしたちの権利分割のデザインは一般的な妥当性を有するのだろうか。以下、ここでのデザインの限界を検討してみよう。たとえば、プレーヤー1の銃の価値がプレーヤー3の心配（損害）を上回っていればどうなのだろうか。ここで、1の使用価値が100であるとしてみよう。わたしたちの権利デザインが、先のままなら、銃の使用は2に委ねられて、非効率を招くことになる（ $55 < 100$ ）。所有権の分割デザインは問題を解決しない場合があるのではないだろうか。

分割された権利や取引費用の大きさについては、種々の可能性がある。わ

たしたちのモデルは一般的なかたちに検討される必要があるだろう。わたしたちは、次のようにデザインを修正しておきたい。

「各プレーヤーは、等しく、権利を割り当てられねばならない。分割された権利の割り当てにおいて、使用権はこれを社会的に最高評価する側に割り当てられねばならない」

1の使用価値が100なら、使用権は1の側に、処分権と排除権は2、3の側に、いずれか一つづつ割り当てられることになる（2、3は、権利の設定者に識別不能である）。

排除権が2にあるなら、簡明である。1は2から、排除権入手、自身の利用権を実現させるだろう。排除権が3に割り当てられている場合、1は3から、これを15以上で購入して使用、外部効果は解消されることになる。あるいは、取引費用の大きさが1－3の取引を阻止するとしてみよう。3は2と、排除権、処分権を交換、2が1と排除権の取引を結べばよいことになる。ともあれ、このようなデザインに、外部効果は解消されることになっている。

もちろん、権利の分割、配分主体の情報能力の限界は、わたしたちのデザインを機能不全に陥らせるかもしれない。なるほど、使用権の社会的な最高評価がいずれにあるかは、不明であるかもしれない。最高評価は55なのか、100なのか。情報制約のある世界では、いかなるデザインも必ずやエラーを勘案したデザインとなるほかない。しかし、問われるべきは、first-bestのデザインではなくsecond-bestのデザインであろう。権利の分割と非分割のデザインの良否を、取引費用と情報能力の制約のなかで分析的に検討しておこう。

(1) 権利の最高評価（40か55か、55か100か）が国に特定できる場合、権利の分割は問題をよく解決していた。権利が非分割ならどうだろうか。今、最高評価が1の側にあるとしよう（100）。1が所有権を得て銃が使用されることになる。たしかに取引費用の仮定から、1－3の間に取引はない。3の損

害（15）は保証されないが、カルドアヒックス基準の意味で、このデザインも社会的に効率的である。情報能力が万全なら、権利の分割デザインは効率性に無関連であるだろう。ただし、外部不経済の補償が現実に求められるなら、権利の分割は非分割に勝ることになる。

あるいは、fairnessの観点から、権利の分割の優位性は次のようにも構成できよう。

国は、法制上、権利を種々のかたちで初期配分することができる。取引費用のない世界では、「どのような」配分も効率性の上では等価である。ここで、at randomな配分の分配面の等価性を眺めてみよう。at randomな割り当てが、いわば、乱数表にしたがうかたちでのat randomな割り当てなら、配分はある面、公正であるかもしれない。しかし、at randomな割り当てが恣意のままという意味でのat randomなら、この割当ては公正上、疑わしいことになる。わたしたちが問題にする今のケースに、国は情報能力に富んで、無知の状態にはなかった。誰が権利を入手するかについては、国に知られるところである。ここで権利は所有権が一つ、権利の全ては一人に独占的に割り当てられることになる。他方、権利が分割なら、最小限、当事者は何らかの権利を一つ入手しているという意味で、fairである。初期の権利配分にfairnessが課されるなら、権利の配分は、権利が非分割なら、乱数表にしたがう割り当てであるほかはない。わたしたちのモデルに、3は1／3の確率で所有権を入手することになるはずである。1－3取引の非成立から、権利の社会的最高評価の使用が、ときに、妨げられることになる。

(2) 権利の最高評価が特定できない場合はどうだろうか。権利の分割デザインは、たしかに、ここで、幾分かの効率性を失っている。先にもみたように、たとえば、1の使用権の評価が55以上、かれが使用権を得べきときに、評価の過ちから、1は権利を得ていない可能性を免れないからである。取引費用の大きさから、効率性の喪失は一般的には免れない。しかし、このような事態は、権利が非分割であっても、同様、不可避である。

権利のデザインについては、以下のようにまとめられよう。

- 取引費用がゼロの場合、どのような権利分割のデザインも、等しく効率的である。ここでは、国情報能力は効率性に無関連である。
- 取引費用がゼロでない場合、国情報能力の如何は社会的効率性を左右する。
- 情報能力が国にあるしよう。
 - fairnessが問われないなら、初期の権利配分が問題を解決。権利のデザインは分割、非分割にかかわらず、等しく効率的、無関連である。
 - fairnessが問われるなら、権利分割が効率的。権利非分割はときに非効率である。
- 情報能力が国にないとしよう。権利の分割、非分割は、ともに、ときに非効率を回避できない。

上にみるように、権利の分割デザインは非分割のデザインに勝るはずである。しかし、わたしたちの周囲をみわたすとき、取引の単位は、非分割の所有権であることが一般的である。説明が求められるが、ここでは、いくつかの推測をすることで止めることにする。

わたしたちのモデルは財の利用が外部効果を伴うことを前提にしている。たとえば、誰かが所有する銃の使用は、所有者以外の誰かに危惧を感じさせる可能性がある訳である。しかし、財の一般について、このような想定をすることは不当であるかもしれない。あるいは、わたしたちの社会は、このようななかたちでの他者からの干渉を、所有権の絶対性という約束から、最小化しているのかもしれない¹⁶⁾。ともあれ、取引の単位を非分割とすれば、権利関係は簡便であることになる。一般的にいうなら、権利の分割

16) ここでは触れないが、権利の過度の分割が招く問題として、近年、Anti-Commonsの非効率性が論じられるようになってきた。これの一方、デリヴァティヴの取引、証券化の進行など、権利の分割、取引単位の新たなデザインは、かってないほどに、市場にみられるようになっている。この小論はコースに関連する限りで財産権のデザインを考えてみたが、このような関心は、意外に、問題の裾野を広くしているのかもしれない。

は重大な外部効果を伴う場面で、例外的にのみ、観察ができるのではないだろうか。

くわえて、分割デザイン、非分割デザインの優劣はfairnessの制約に導かれていた。逆にいうなら、fairnessを問わない社会の状況では、権利の非分割のデザインは利点を失うことになるのかもしれない。

5 むすびにかえて

会社は誰のものだろうか。会社は誰が支配し、誰のためにあるのだろうか。コーポレートガバナンスをめぐる日常的な問い合わせは、ある意味で、会社と名付けられる財産の権利デザインの問題である。ここでの財産は、いわば、一つだけ、わたしたちにいう争点となるほかない財産である。論じてきたように、争点となる財産の私的利用については、この利用に、非効率な外部効果が招かれるほかない。わたしたちの推論が妥当なら、会社という一つの財産（所有権）は、このことから、分割可能な権利の束として、各人に、この権利のいくつかが配分されることを要していることになる。

たしかに、shareholder capitalismを想定するなら、会社は株主のもの、わたしたちのこのような主張は奇妙かもしれない。しかしながら、ここで、会社が株主のものであることを基本的に認めてさえ、株式会社の事態は、いささか、微妙であるのではなかろうか。たとえば、所有者とされる株主は、株式の数に応じて、会社の持ち分を保有するだけである。株主は会社の財産を直接的には、使用することもできないし、処分することもできないはずである。誤解を怖れずにいえば、会社とは、このような意味においては、株式の大半を保有する株主にとってさえ、これをかれの一体的な所有権にしたがう性質のものとしては了解困難であろう¹⁷⁾。もちろん、わたしたちのモデルにいう使用権や処分権、排除権の権利デザインが、素朴なかたちに、現実の会社の

17) たとえば、株主の意に反しての経営者のanti-takeoverの裁量など、会社の権利関係は株主権を自明とするアメリカ社会でも簡単ではない。

権利関係を映しだしているとすることは出来まい。しかしながら、権利がどのようになかたちに分割されるかは別にして、権利の分割、非分割のデザインはコーポレートガバナンスの問題状況に直結するはずである。たとえば、近時のstakeholder capitalismの主張にせよ、会社に対して、かれらは何らかの権利の部分的な保有者であるはずだからである¹⁸⁾。

会社をめぐっては、関係者の間の権利の取引の費用は一様ではないだろう。かれらの間の取引は市場の取引に解消できるものではない。繰り返しになるが、どのようななかたちであるかは別にして、コーポレートガバナンスの制度設計は、これら使用権、排除権、処分権など、各種の財産権の権利デザインと配分の問題に深く関わるとしておきたい。

18) 分割された権利（部分）は、文字通り、分割されない一体化された権利（全体）に比しては、partialである。若干の意味のずれはあるが、partial ownershipの問題など、現代の企業の直面する課題に対しても、分割された権利アプローチは有効な視点を提供するかもしれない。